

# 変更後

## 門真市地域防災計画（案） 新旧対照表 【資料編】

令和 5（2023）年 3 月



#### 第4 消防・水防関係

資料4-1	台風情報発表文例-----	48
資料4-2	守口市門真市消防組合における消防力の状況-----	49
資料4-3	消防水利の現況-----	52
資料4-4	防火管理者選任状況-----	53
資料4-5	守口市門真市消防組合の組織-----	54
資料4-6	門真市消防団の組織-----	55
資料4-7	消防組合保有資器材一覧表-----	56
資料4-8	消防相互応援協定一覧表-----	58
資料4-9	消防通信-----	59
資料4-10	公設防火水槽分布図-----	60
資料4-11	貯留施設-----	61
資料4-12	門真市防災資機材貸与要綱-----	62

#### 第5 注意施設関係

資料5-1	中高層建築物の現況-----	68
資料5-2	危険物施設数-----	68

#### 第6 上下水道関係

資料6-1	排水ポンプ施設一覧表-----	69
資料6-2	給水用車両及びタンク等保有一覧表-----	71
資料6-3	上下水道事業用無線-----	71

#### 第7 備蓄関係

資料7-1	備蓄物資一覧表-----	72
資料7-2	防疫用器具、器材、備蓄一覧表-----	73
資料7-3	備蓄倉庫位置図-----	74
資料7-4	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領-----	75

#### 第8 医療・清掃・遺体処理関係

資料8-1	要配慮者利用施設一覧表-----	91
資料8-2	し尿収集委託業者一覧表-----	105
資料8-3	一般ごみ等収集業務委託業者一覧表-----	105
資料8-4	公営葬儀業者一覧表-----	106
資料8-5	大阪府内災害拠点病院一覧表-----	107

## 第9 都市計画関係

資料 9-1	都市計画公園一覧表	108
資料 9-2	都市計画道路一覧表	109
資料 9-3	都市計画公園・都市計画道路一覧図	110
資料 9-4	防火・準防火地域指定状況図	111
資料 9-5	地震時等に著しく危険な密集市街地	112

## 第10 交通関係

資料 10-1	公用車一覧表	113
資料 10-2	緊急交通路予定路線図	114
資料 10-3	ヘリポート候補地一覧表	115

## 第11 避難関係

資料 11-1	一時避難地一覧表	116
資料 11-2	広域避難地一覧表	116
資料 11-3	避難所一覧表	117
資料 11-4	洪水時避難所一覧表	118
資料 11-5	給食調理施設一覧表	119
資料 11-6	広域避難の受入概要	120
資料 11-7	一時滞在施設一覧	126

## 第12 災害応援関係

資料 12-1	災害相互応援協定一覧表	127
資料 12-2	協定書	131

## 第13 被害情報関係

資料 13-1	災害救助法の対象項目と程度、 方法及び期間並びに実費弁償の額	180
---------	-----------------------------------	-----

## 第14 復旧・復興関係

資料 14-1	門真市災害弔慰金の支給等に関する条例	187
資料 14-2	門真市災害見舞金等支給条例	192
資料 14-3	災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例	195
資料 14-4	応急仮設住宅建設候補地	200

## 第15 防災拠点関係

資料 15-1	防災機能を有する施設一覧表	201
---------	---------------	-----

## 様式集

様式 1	職員動員報告書 -----	202
様式 2	非常無線通信用紙 -----	203
様式 3	防疫活動完了報告書 -----	204
様式 4	遺体対策票 -----	205
様式 5	遺留品処理票 -----	206
様式 6	遺体対策台帳 -----	207
様式 7	火葬埋葬台帳 -----	208
様式 8	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証 -----	209
様式 9	緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章 -----	210
様式 10	避難所状況報告書 -----	213
様式 11	避難者名簿 -----	214
様式 12	避難者カード -----	215
様式 13	食料依頼伝票 -----	216
様式 14	物資管理伝票 -----	217
様式 15	物資受渡簿 -----	218
様式 16	自衛隊の災害派遣及び撤収要請書 -----	219
様式 17	公用令書 -----	220
様式 18	緊急消防援助隊の応援等要請 -----	223
様式 19	参集途上被災状況報告書 -----	224
様式 20	災害連絡票 -----	225
様式 21	各種被害状況報告書 -----	226
様式 22	相談対応票 -----	227
様式 23	義援金・救援物資受付記録簿 -----	228

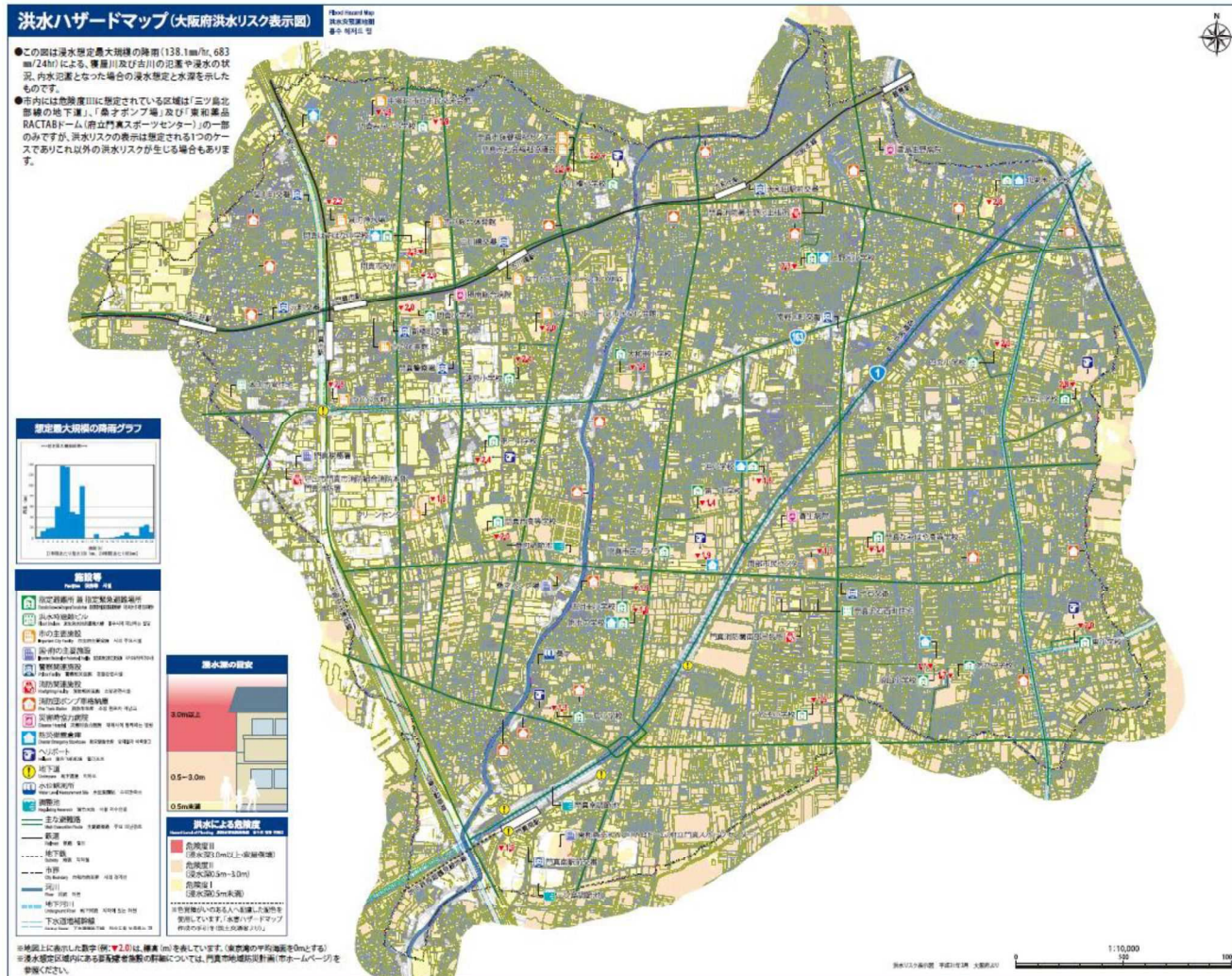
## 【資料 1 - 2 門真市防災会議の構成】

会長及び委員

(令和4年1月現在)

	所属及び補職名	備 考
1	門真市長	会長
2	農林水産省近畿農政局大阪府拠点 総括農政推進官	指定地方行政機関の職員
3	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
4	陸上自衛隊 第36普通科連隊第5中隊長	本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
5	大阪府枚方土木事務所長	大阪府知事の部内の職員
6	大阪府枚方土木事務所 参事兼地域支援・企画課長	
7	大阪府守口保健所長	
8	大阪府門真警察署長	大阪府警察の警察官
9	門真市副市長	門真市の職員
10	門真市副市長	
11	門真市教育委員会 教育長	教育長
12	守口市門真市消防組合消防長	消防長及び消防団長
13	門真市消防団長	
14	日本郵便株式会社門真郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
15	西日本電信電話株式会社 関西支店 設備部長	
16	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北電力本部 守口配電営業所長	
17	淀川左岸水防事務組合 事務局長	
18	京阪電気鉄道株式会社 枚方エリア統括駅長	
19	京阪バス株式会社 門真支所長	
20	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部 総務チームマネージャー	
21	一般社団法人門真市医師会長	
22	門真市薬剤師会長	
23	一般社団法人門真市歯科医師会長	
24	門真市消防団 女性消防団員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

# ※最新のものへ変更



### 【資料3-1 気象予警報等の種類】

(出典：大阪管区気象台資料、令和4年5月26日現在)

門真市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	東部大阪		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準※1	寝屋川流域 = (11, 12.8)
			指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	114
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準※1	寝屋川流域 = (9, 6), 古川流域 = (7, 6.8)
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ		①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨※2	
	低温		最低気温-5℃以下	
霜		4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下		
着氷				
着雪		24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃~2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は大阪管区気象台の値。



## 【資料 3 - 2 関係機関の通信窓口】

(総務部危機管理課調べ、令和 5 年 2 月現在)

	名 称	所 在 地	電 話 ( F A X )
公 共 機 関 等	日本郵便株式会社 門真郵便局	一番町 4 - 8	06-6909-1301 (06-6903-0982)
	西日本電信電話株式会社 関西支店	大阪市都島区東野田4-15-82	06-6490-1324 (06-6881-5044)
	関西電力送配電株式会社大阪 支社大阪北電力本部守口配電 営業所	守口市八雲東町 1 - 9 - 15	0800-777-3081 (06-6906-3303)
	大阪ガスネットワーク株式会 社 北東部導管部	東大阪市稲葉 2 - 3 - 17	0729-66-5354
	京阪電気鉄道株式会社 枚方市駅	枚方市岡東町19-14	072-841-3526
	大阪市高速電気軌道株式会社	大阪市西区九条南 1 - 12 - 62	06-6585-6106
	近鉄バス株式会社 稲田営業所	東大阪市稲田三島町 1 - 12	06-6746-2565 (06-6746-2567)
	大阪モノレール株式会社	吹田市千里万博公園 1 - 8	06-6319-9961 (06-6875-6302)
	京阪バス株式会社 門真営業所	千石東町17-20	072-887-2121 (072-882-0798)
	西日本高速道路株式会社 関西支社大阪高速道路事務所	茨木市大字小坪井 527-12	06-6877-4855 (06-6877-9559)
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町 6 - 11	072-841-2310 (072-841-0741)
医 療 関 係	保健福祉センター (休日診療所)	御堂町14- 1	06-6903-3000
	門真市医師会	御堂町14- 1 (保健福祉センター内)	06-6904-0175 (06-6905-9674)
	門真市歯科医師会	御堂町14- 1 (保健福祉センター内)	06-6904-0670 (06-6904-4624)
	門真市薬剤師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6907-2770 (06-6907-2771)
	日本赤十字社大阪府支部	大阪市中央区大手前 2 - 1 - 7	06-6943-0705 (06-6941-2038)
応 援 協 定 都 市	守口市 危機管理室	守口市京阪本通 2 - 5 - 5	06-6992-1221 (06-6994-7494) 直通06-6992-1497
	枚方市 危機管理部危機管理対策推進課	枚方市大垣内町 2 - 1 - 20	072-841-1221 (072-841-3092) 直通072-841-1270
	寝屋川市 危機管理部防災課	寝屋川市本町 1 - 1	072-824-1181 (072-825-2633) 直通072-825-2194
	大東市 危機管理室	大東市曙町 4 - 6 大東市立市民会館401号	072-872-2181 (072-870-1555) 直通072-889-1555
	四條畷市 都市整備部危機管理課	四條畷市中野本町 1 - 1	072-877-2121 (072-877-4343)
	交野市 危機管理室	交野市私部 1 - 1 - 1	072-892-0121 (072-893-2636)

【資料 7-1 備蓄物資一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和4年12月現在)

主な物資名	数量	主な備蓄場所
アルファ化米	41,550食	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
缶入りパン	10,989食	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
毛布	19,156枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、沖小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、北巢本小学校内、第二中学校内、第四中学校内、第七中学校内、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
断熱シート	9,301枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校内、速見小学校内、北巢本小学校内、第二中学校内、第四中学校内、第七中学校内、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
防水シート	18,679枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校内、速見小学校内、北巢本小学校内、第二中学校内、第四中学校内、第七中学校内、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
飲料水袋	20,961個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
簡易トイレ	278基	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
粉ミルク	27,432 g	門真市保健福祉センター内
哺乳瓶	530本	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
おむつ(子ども用、大人用)	12,958枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
生理用品	24,960枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
タオル	34,225枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
便袋	77,720個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第四中学校内、第七中学校内
トイレットペーパー	484,900m	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
マスク	75,950枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
食品用ラップ	2,000個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
段ボールベット	230セット	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
ペーパータオル	24,950個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫

## 【資料 7-4 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領】

### ※全て新しい物に変更

#### 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区分 \ 品目	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

## 【資料 8 - 1 要配慮者利用施設一覧表】

### 2. 高齢者福祉施設

(保健福祉部調べ、令和 5 年 1 月現在)

デイサービスセンター大和田ちどり	野里町26-17	○	○
デイサービスセンター智鳥	北島町12-3	○	○
<u>MYYケアリング萱島</u>	<u>城垣町20-18</u>	<u>○</u>	<u>○</u>

3. 障がい者福祉施設

(保健福祉部調べ、令和5年1月現在)

名 称	所 在 地	淀川	寝屋川
キッズ・レインボー	本町14番13号	○	○
ジェイ・エス・ステージジュニア	千石東町2丁目41-13.14.15号のうち1階部分	○	○
びあ	幸福町28-15号ｸﾞﾗﾝﾄﾞｰﾙ1階	○	○
エムケア門真	北岸和田3丁目9-13	○	○
ウィズユー門真	柳町12-22	○	○
かどまつ苑	城垣町25-1	○	○

## 5. 保育所等

(こども部調べ、令和5年4月現在)

名 称	所 在 地	淀川	寝屋川
公立保育所			
上野口保育園	上野口町46-13	○	○
私立保育所			
門真保育園	本町19-5	○	○
めぐみ保育園	四宮5丁目6-15	○	○
北巢本保育園	北巢本町37-11	○	○
いずみっこ保育園	泉町3-6	○	○
公立認定こども園			
砂子みなみこども園	千石西町10-8	○	○
私立認定こども園			
幼保連携型認定こども園おおわだ保育園	野里町41-39	○	○
認定こども園まことしょうじこども園	小路町7-34	○	○
柳町園	柳町14-10	○	○
古川園	古川町7-3	○	○
幼保連携型認定こども園三ツ島保育園	三ツ島6丁目25-1	○	○
ファースト保育園 (三ツ島保育園分園)	大池町22-24	○	○
幼保連携型認定こども園たちばな幼稚園	柳田町6-2	○	○
認定こども園ふじ幼稚園	泉町3-20	○	○
幼保連携型認定こども園智鳥保育園	北島町14-28	○	○
幼保連携型認定こども園うちこしこども園	打越町25-1	○	○
幼保連携型認定こども園きたじまこども園	五月田町4-1	○	○
幼保連携型認定こども園脇田こども学園	脇田町2-8	○	○
めぐみ白鳥こども園	四宮6丁目7-13	○	○
幼保連携型認定こども園すえひろこども園	末広町2-15	○	○
私立小規模保育事業所			
おひさま保育園	古川町14-3	○	○
なごみ広場	栄町4-16	○	○
麦の子共同保育園	沖町19-4	○	○
まめっこくらぶ	三ツ島3丁目11-1	○	○
はすのみ保育園	堂山町25-20	○	○
小規模保育園きずな	末広町5-7	○	○
ぬくもりのおうち保育 門真園	柳田町3-9コーポナール101	○	○
柳町園ブリスガーデン	幸福町4-22ヨシカネ第1ビル3階	○	○
えがお保育園	宮野町3-21リック第3ビル2階	○	○
あいとくナーサリー	元町5-27愛徳幼稚園内	○	○
めぐみっこクラブ	四宮3丁目10-24門真めぐみ幼稚園内	○	○
ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園	新橋町13-16ヘーボックス門真2階E号室	○	○
まめっこ	三ツ島3丁目11-1	○	○

## 5. 保育所等

(こども部調べ、令和5年4月現在)

名 称	所 在 地	淀川	寝屋川
認可外保育施設			
		—	—
摂南総合病院院内保育施設	柳町1-10	○	○
医療法人いぶきクリニック保育室	幸福町1-37	○	○
あすなる保育園(蒼生病院)	大字横地596	○	○
門真自動車教習所内保育施設	東田町14-10	○	○
守口敬仁会病院院内託児所	堂山町26-3	○	○
企業主導型保育園Baby leaf	野里町9-25	○	○
リールキッズ門真保育園	岸和田3丁目36-10 サンプカA201C	○	○
あいとく保育園	元町5-27	○	○
たぬきの子保育園	末広町13-22	○	○
スマイル保育園	宮野町3-21 ミックIII 3F	○	○
まき保育園「みどり」	三ツ島3丁目6-34	○	
古川橋なの花保育園	速見町6-10 リーフスタイル古川橋1F	○	○
きらぼし保育園 大和田園	常盤町5-20	○	○
プチキッズまことしょうじ保育園	小路町2-12 クエ門真102	○	○

【資料 8 - 5 大阪府内災害拠点病院一覧表】 ※最新のものへ変

災害拠点病院(基幹災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

災害拠点病院(地域災害拠点病院)

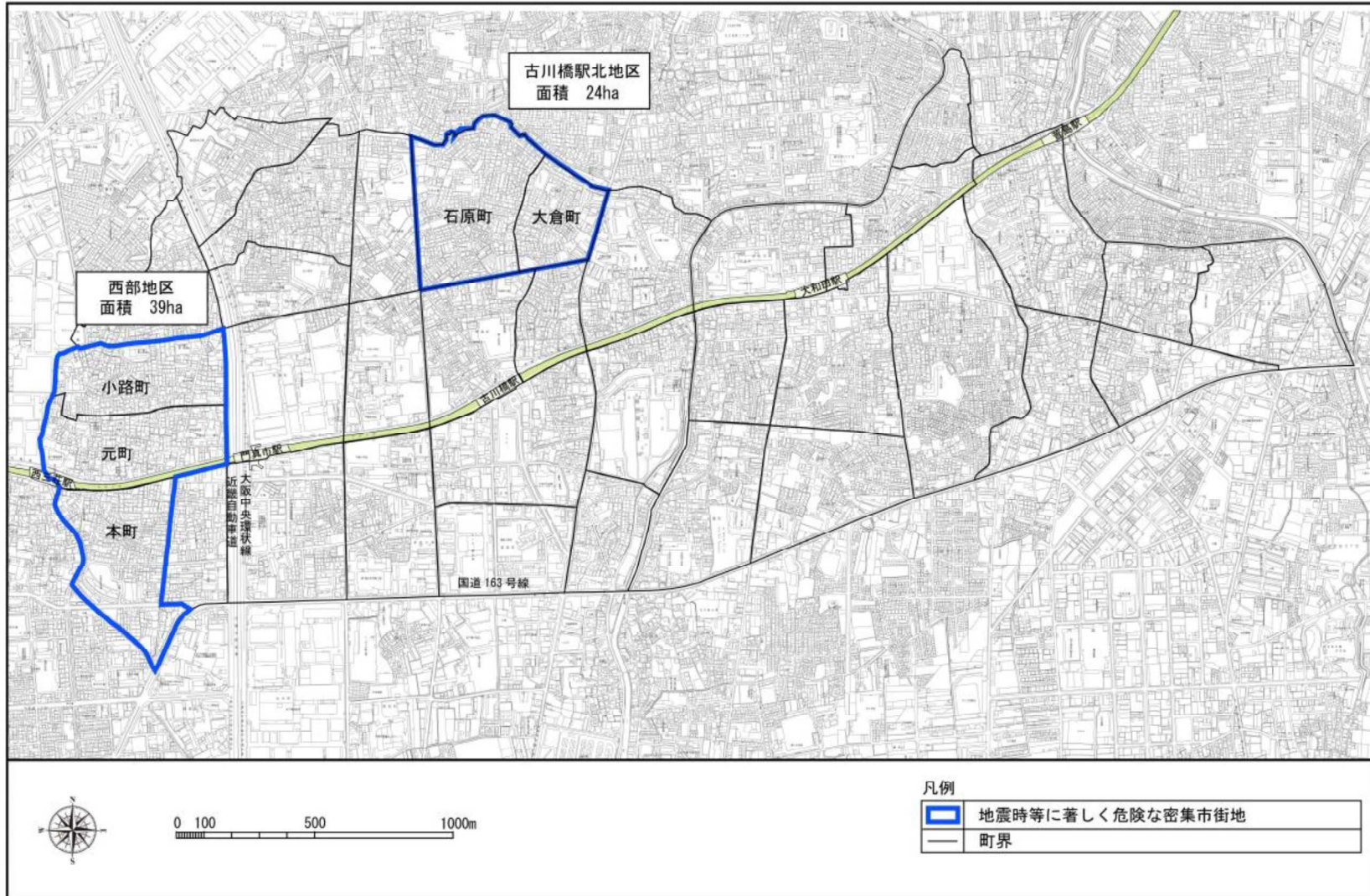
名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪公立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6646-6215	972
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪医科薬科大学病院	569-8686	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	832
関西医科大学附属	573-1191	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人関西医科大学関西医科大学総合医療センター	570-8507	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター(大阪府泉州救命救急センター)	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915	072-4459791	341



# 【資料9-5 地震時等に著しく危険な密集市街地】

(地域整備課調べ 令和5年2月現在)

門真市北部地区地震時等に著しく危険な密集市街地 (計 63ha)



## 【資料 11-6 広域避難の受入概要】

(参考：大阪府地域防災計画 [原子力災害対策]、令和4年12月)

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548 人	兵庫県、奈良県
	小浜市	28,814 人	
	高浜町	10,132 人	
	おおい町	8,143 人	
	若狭町	14,338 人	
	計	125,975 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354 人	
	計	51,790 人	
京都府 (7市町)	福知山市	426 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743 人	
	綾部市	7,717 人	
	宮津市	17,185 人	
	南丹市	3,351 人	
	京丹波町	2,740 人	
	伊根町	1,370 人	
	計	112,532 人	
3府県 (14市町) 計		290,297 人	

### 2 門真市における広域避難の受入れ

#### (1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、大阪府に対して避難の受入れを要請する。

#### (2) 門真市の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《門真市》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	マッチング割当	避難先	
	避難元地域(自治会区)	地域	市町村
高島市	旧今津町 藪生区,梅原区,下弘部区,梅原団地自治会,大床区	北河内	門真市

【資料12-1 災害相互応援協定一覧表】

(令和5年4月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害相互応援協定	平成8年3月28日	枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、四條畷市
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	大阪ガス(株)北東部事業本部保安指令センター
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	守口市門真市消防組合
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	京阪バス(株)門真支所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	京阪電気鉄道(株)守口管区駅
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	関西電力(株)守口営業所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	(社)門真市医師会
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	門真警察署
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	西日本電信電話(株)関西支店
災害時における相互協力に関する協定	平成13年4月1日	門真市内郵便局
一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互応援協定書	平成20年3月3日	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合
_____	_____	_____
災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定	平成24年12月1日	西日本電信電話(株)関西支店
災害時の緊急放送における協定	平成25年7月17日	(株)ジェイコムウエスト 委託先:(株)ジュピターテレコム 関西メディアセンター
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成25年11月1日	パナソニック(株)
災害時等の応援に関する申し合わせ(TEC-FORCE)	平成27年2月6日	国土交通省近畿地方整備局

(令和5年4月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成29年6月1日	学校法人大阪国際大学
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成31年3月28日	社会福祉法人門真共生福祉会
災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年7月1日	ヤフー株式会社
災害対応力強化に関する協力・連携に関する協定	令和元年9月30日	大阪ガス株式会社
災害時における宿泊施設避難所の開設及び運営に関する協定	令和2年9月11日	株式会社門真パブリックホテル
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和3年3月16日	西尾レントオール株式会社
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和3年3月22日	株式会社ダイカン
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和3年3月25日	大栄環境株式会社
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	令和3年3月25日	社会福祉法人治栄会
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和4年3月23日	日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所
災害時における無人航空機による協力に関する協定	令和4年7月11日	飯尾電設株式会社
災害時等における燃料供給等に関する協定	令和4年12月22日	門真親油会
災害時における支援協力に関する協定	令和5年1月17日	三井不動産株式会社
災害時における行政告知放送の再送信に関する協定	令和5年2月10日	株式会社ジェイコムウエスト北河内局

【資料13-1 災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額】

(大阪府災害救助法施行細則、令和4年11月1日)

救助の程度、方法及び期間 別表第1 (第3条関係)

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</li> <li>2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</li> <li>3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、1人1日につき330円以内とする。</li> <li>4 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> <li>5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</li> </ol>	<p>法第4条第1項第1号の避難所については災害発生日から7日以内、同条第2項の避難所については法第2条第2項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第1項の規定による救助を行う旨を同条第3項の規定により公示した日までの期間以内</p>

救助の種類	救助の程度及び方法		救助の期間
応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>1 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設置を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の借主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>		完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,180円以内とする。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等することをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯につき次の表</p>		災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法						救助の期間	
	に掲げる額の範囲内とする。							
		世帯区分						
	区分	季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増す 毎こ加算する額
	住家の全壊、全焼又は 流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
		冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	住家の半壊、半焼又は 床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。 3 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 4 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内						災害発生の日から14日以内
	助産	1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額						分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とす						災害発生の日から3日以内	

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	る。	
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</li> <li>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</li> <li>3 支出することができる費用は、1世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 5,195,000円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</li> </ol>	<u>災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)</u>
生業に必要な資金の貸与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</li> <li>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</li> <li>3 貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 1件につき30,000円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円</li> <li>4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</li> </ol>	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</li> </ol>	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内



救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 教科書</li> <li>ロ 文房具</li> <li>ハ 通学用品</li> </ul> <p>3 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 教科書代 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校の児童及び中学生の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</li> <li>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</li> </ul> </li> <li>ロ 文房具及び通学用品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校の児童 1人につき <u>4,700円</u></li> <li>(2) 中学校の生徒 1人につき <u>5,000円</u></li> <li>(3) 高等学校等の生徒等 1人につき <u>5,500円</u></li> </ul> </li> </ul>	
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 棺(附属品を含む。)</li> <li>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</li> <li>ハ 骨つぼ及び骨箱</li> </ul> <p>3 支出することができる費用は、1体につき、大人<u>213,800円</u>以内、小人<u>170,900円</u>以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置</li> <li>ロ 検案</li> <li>ハ 死体の一時保存</li> </ul> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>1体につき 3,500円以内</li> </ul> </li> <li>ロ 死体の一時保存のための費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</li> <li>(2) 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,400円以内</li> <li>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> </ul> </li> <li>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</li> </ul>	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃</p>	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき平均が <u>138,300円</u> 以内とする。	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 被災者の避難に係る支援</li> <li>ロ 医療及び助産</li> <li>ハ 被災者の救出</li> <li>ニ 飲料水の供給</li> <li>ホ 死体の搜索</li> <li>ヘ 死体の処理</li> <li>ト 救助用物資の整理配分</li> </ul> <p>2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考：救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

実費弁償の額 別表第2 (第4条関係)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,300円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号)第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,900円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,900円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,900円		
	救急救命士	14,200円		
	土木技術者及び建築技術者	15,100円		
	大工	22,800円		
	左官	23,700円		
	とび職	24,900円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

---

---

## 門真市地域防災計画

### 【資料編】

---

令和5年4月印刷

門真市総務部危機管理課

〒571-8585 門真市中町1番1号

電話 06(6902)1231(大代表)

072(885)1231(代表)

---

---